

## 第1回会議からの継続検討事項（次期計画の基本目標）の考え方

## 《第1回会議での御意見》

こどもの権利条約の精神（子どもの最善の利益や権利の擁護など）を反映した基本目標にした方がいいのではないか。

## 次期計画の基本目標（案）

現行はぐみんプランの基本目標  
「県民が家庭を築き、安心して子どもを生ま育  
てることができる社会の実現」を引き継ぐ。

## 《第1回会議で御提示した内容》

県民が家庭を築き、安心して子どもを生ま育てることができるとともに、  
→ 全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現

子ども大綱7ページ抜粋

## 3 子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」

～全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「子どもまんなか社会」とは、全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及びこ  
どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人とし  
てひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、  
ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的<sup>9</sup>に将来にわたって幸せな状態  
（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

○次期計画の基本目標（案）については、計画策定に当たり勘案すべき、子ども大綱に記載されており、政府が実現を目指している「子どもまんなか社会」の定義を引用しているところである。

※2023年6月に、子ども家庭庁が掲げる「子どもまんなか」の趣旨に賛同し、愛知県知事・はぐみんが、「子どもまんなか応援サポーター」に就任している。

○「子どもまんなか社会」の具体的な説明（下線部）において、「こどもの権利条約の精神にのっとり」や「権利の擁護」など「こどもの権利」が踏まえられた上で、『全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会』が目指す目標として集約されていることから、

事務局（案）としては、文量のバランスも考慮し、このままにさせていただきたい。

一方で、「こどもの権利」に関する事項については、次期計画においても大切な要素であることから、計画の本文に適切に盛り込むことといたします。